

福建省特許保護条例

2004年6月2日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

福建省特許保護条例

(2004年6月2日福建省第10期人民代表大会常務委員会 第9回会議採択)

第1条 特許権の保護を強化し、権利者の合法的權益と一般公衆の利益を保障し、発明創造を奨励し、科学技術の進歩と革新を促進し、「中華人民共和国特許法」等の法律、行政法規に基づき本省の実情に照らし本条例を制定する。

第2条 本条例は本省の行政区域内における特許の保護と関連する活動に対して適用する。

第3条 省の人民政府特許管理部門は、全省内における特許の保護業務に責任を負い、市、県（市、区）の人民政府が定めた特許管理部門は行政区域内における特許の保護業務を行う。

関連行政部門は各自の職責に基づき特許の保護業務を行うものとする。

第4条 県級以上の地方人民政府は特許業務に対し指導及び支援を強化し、特許技術の実施及び産業化を促進し、特許事業の発展を推進しなければならない。

県級以上の地方人民政府は特許保護の資金投資を増やし、多くの方法によって資金を調達し、特許出願及び特許技術を広く推進することを資金援助するものとする。

第5条 特許管理部門は特許の宣伝普及を強化し、全体の特許の意識を向上させなければならない。企業、高等学院、科学研究機構等の単位に対して特許業務の指導を強化し、特許の管理制度を確立、完備することに協力する。社会のために特許情報、特許出願、特許技術の実施、特許権の保護等のサービスを提供するものとする。

関連業界協会は協会員が特許を出願、実施することを奨励し、協会員の自主的な特許権の保護を支持し、会員に他人の特許権を尊重するよう促進しなければならない。

特許管理部門及び関連業界協会は、特許出願が公布又は公告される前に、その発明創造内容に対し機密保持の義務を履行しなければならない。

第6条 単位及び個人が技術開発及び新技術、新製品の輸出入において特許の検索を行うことを奨励する。

第7条 次に掲げる状況の一つに該当する場合、国有特許資産を有する単位は特許の資産に対して評価を行われなければならない。

- (1) 特許の出願権、特許権を譲渡する場合。
- (2) 特許資産を評価、出資する場合。
- (3) 国有特許資産を有する単位を変更又は終了する前に特許資産を評価する必要がある場合。
- (4) その他の企業、経済集団又は個人と合弁、協力して特許を実施する場合。
- (5) その他の法律、法規により規定された評価をしなければならない場合。

第8条 省の人民政府特許管理部門は関連専門家を招聘して特許技術鑑定コンサルティング委員会を組織し、関連法律、法規に基づく特許技術鑑定のコンサルティングサービスを行わなければならない。

第9条 広告所有者は特許の広告を発表する場合に、当該特許の有効証明を提供しなければならない。広告発表者は広告所有者より提出された特許の有効証明を調査確認する、提供できない場合には、特許の広告をしてはならない。

第10条 展覧会、博覧会、交易会等の主催単位は、特許表示と特許番号のある参加製品又は技術に対して、参加者が特許証又は特許権の実施許諾契約書等の有効証明を提供することを要求しなければならない。有効証明を提供できない場合には、特許製品又は特許技術の名義を用いて展示に参加することを禁止するものとする。

特許管理部門は展覧会、博覧会、交易会等において特許製品、特許技術に及ぶものに対して、監督、管理の責任を負うものとする。

第11条 独立公正で標準的な特許代理、特許検索、特許資産評価等の特許仲介サービス機構の発展を奨励する。

特許の仲介サービス機構及びその従事者は、独立的、客観的、公正に仲介業務を行なわねばならず、虚偽の検索、評価報告の提供、不正な手段による業務の誘致、当事者とその他の一般公衆の利益に損害を与えてはならない。特許出願が公開又は公告される前に、被代理人の発明創造内容を漏洩してはならない。

特許管理部門は職責に基づき特許の仲介サービス機構に監督、管理を実施するものとする。

第12条 発明創造の発明者、創作者が獲得した特許は、関連専門技術の肩書きとして評価基準となり得る。

第13条 如何なる単位及び個人も他人の特許を詐称、非特許製品を特許製品であると詐称又は他人の特許権を不法に実施してはならない。他人の特許を詐称、非特許製品を特許製品であると詐称又は他人の特許権を不法に実施するための便宜を提供してはならない。

第14条 特許権者の許諾を得ずその特許を実施し特許権侵害紛争が生じた場合には、当事者の協議により解決するものとする。当事者が協議に応じない又は協議が合意に達しない場合には、特許権者又は利害関係人は特許管理部門、機構に処理を請求することができ、また、人民法院に提訴することができる。

第15条 特許管理部門に特許権侵害紛争処理を請求する場合には、特許権侵害紛争処理の申請書及び関連証拠を提供し、且つ次に掲げる要件に該当しなければならない。

(1) 請求者が特許権者又は利害関係人である。

- (2) 明確な被請求者及び具体的な請求事項、事実、理由が存在する。
- (4) 当事者双方ともに人民法院に提訴していない。
- (5) 特許管理部門の案件受理と管轄範囲に属する。

第 16 条 特許管理部門は、特許権侵害紛争処理の申請書及び関連証拠を受領した日から 7 日以内に、要件に合致する場合受理の決定を行わなければならない。要件に合致せず受理しない場合、書面にて理由を説明しなければならない。

特許管理部門が受理した 5 日以内に、被請求者に申請書の副本を送達しなければならない。被請求者は申請書の副本を受領した後 15 日以内に、答弁書及び関連証拠を提出しなければならない。被請求者が答弁書及び関連証拠を提出しない場合、処理手続の遂行には影響を及ぼさない。

第 17 条 特許管理部門は特許権侵害紛争を受理した 90 日以内に処理の決定を行わなければならない。状況が特に複雑であり、規定した期限以内に処理の決定を行うことができない場合には、特許管理部門の責任者の許可を経て、相応の期限を延長することができ、且つ請求者及び被請求者に書面にて告知する。但し、延期期限は 30 日を超えてはならない。

被請求者が答弁の期限内に特許権無効宣告の請求を提出した場合、特許管理部門に処理の中止を書面にて請求することができる。特許管理部門は処理を中止するか否かの審査した後決定を行い、書面にて当事者に通知する。中止の期間は特許権侵害紛争処理の期限に計上しない。

当事者が処理決定に対し不服がある場合、法に基づき行政再審を申請又は行政訴訟を提起することができる。

第 18 条 特許管理部門による特許権侵害紛争又は他人の特許を詐称し、非特許を特許であると詐称する嫌疑がある事件を処理する場合には、次に掲げる職権を行使することができる。

- (1) 当事者と証人に質問する。
- (2) 事件と関係がある契約、図面、証明登記書、帳簿、管理資料等の資料を調べ、複製する。
- (3) 事件と関係がある製品、専用工具、設備等の物品と関連ソフトウェアを現場で検査、写真撮影、録画する。

特許管理部門による特許権侵害紛争及び他人の特許を詐称及び非特許を特許であると詐称する事件の処理において、明らかに当事者が事件にかかわる物品を移転、隠匿、廃棄する行為が見られ、証拠を隠滅される可能性がある場合、事件の関係物品を登録、保存することができる。

第 19 条 特許管理部門は特許権侵害が成立すると認定し、処理を決定した場合、次に掲げる権利侵害行為を制止するための措置を講じなければならない。

- (1) 特許権者の許諾無しに、その特許製品を製造した場合、権利侵害者にその製造行為を

停止し、権利侵害製品を製造するための鋳型、専用の設備を廃棄又は解体するよう命じ、製造した権利侵害製品の使用を停止し、且つその他の方法によりそれを市場に供給してはならないことを命じる。

(2) 特許権者の許諾無しに、その特許方法を実施した場合、権利侵害者に当該特許方法又は当該特許方法により直接得られる製品の使用を停止するよう命じ、且つ如何なる方法によっても当該製品を市場に供給してはならないことを命じる。

(3) 特許権者の許諾無しに、その特許製品を販売又は特許方法により直接得られる製品を販売した場合、権利侵害者に販売行為を停止するよう命じ、且つ未販売の権利侵害製品又特許方法により直接得られる権利侵害製品を製品化してはならないことを命じる。

(4) 特許権者の許諾無しに、その特許製品を販売又は特許方法により直接得られる製品を販売した場合、実質的な如何なる販売行為も行ってはならないことを命じる。

(5) 特許権者の許諾を無しに、その特許製品又は特許方法により直接得られる製品を輸入する場合、当該製品の輸入、販売、使用を停止し、且つ如何なる方法により当該製品を市場に供給してはならないことを命じる。

前項に規定される措置を講じても権利侵害行為を制止することができない場合には、特許管理部門は、権利侵害者に権利侵害製品を廃棄又は破壊するよう命じることができる。権利者侵害者が権利侵害行為の停止を拒絶する場合、特許管理部門は法に基づき人民法院に強制施行を申請することができる。

第 20 条 如何なる単位及び個人も特許管理部門に他人の特許を詐称及び非特許の特許であると詐称する疑いのある等の違法行為を告発する権利があるものとする。

告発を受理した特許管理部門は、告発者及び告発内容の秘密を保持、調査、処理しなければならない。事実を調査確認した単位と個人には奨励を行わなければならない。

第 21 条 本条例第 11 条の第 2 項の規定に違反し、虚偽の検索、評価報告を提供又は特許出願が公布又は公告される前に発明創造内容を漏洩する場合には、特許管理部門により違法所得を没収し、且つ 5 千元以上 3 万元以下の罰金に処するものとする。実情が深刻な場合は営業停止を命じる。

第 22 条 本条例第 13 条の規定に違反し、他人の特許を詐称し、非特許製品の特許製品であると詐称した場合には、民事責任又は行政責任を負う以外に、特許管理部門は違法事実を報道メディアにより公表することができる。他人の特許を詐称する、非特許製品の特許製品であると詐称又は他人の特許を不法に実施する行為のための便宜を提供した者に対して、特許管理部門は違法所得を没収し、期限を定めて是正を命ずる。期限までには是正をしない場合は、3 千元以上 2 万元以下の罰金に処する。犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追究するものとする。

第 23 条 本条例第 18 条の規定に違反し、関連単位又は個人が案件にかかわる契約書、証明登記書、図面、帳簿、管理資料等の資料の提供を拒否又は欺瞞、移転、廃棄又は登録、保存された物品を移転、廃棄した場合には、特許管理部門により関連行為者に 1 千元以上

1 万円以下の罰金に処するものとする。

第 24 条 特許管理部門の従業員が下記に示す場合の一つに該当する場合には、法に基づき行政処分を行う。犯罪に該当する場合には、法に基づき刑事責任を追及するものとする。

- (1) 職権を利用し、他人の私財を要求し又は受け取った場合。
- (2) 不当に登記、保存を行わない、当事者に合法的利益の損失を与えた場合。
- (3) 他人の特許を詐称する、非特許を特許であると詐称する行為を行う単位又は個人を庇護、放任し又は内通して調査、処理の逃避を幫助した場合。
- (4) 特許出願が公布又は公告される前に、発明創造の内容を漏洩した場合。
- (5) 法に基づき職責を履行しない場合。

第 25 条 本条例は、2004 年 09 月 1 日から施行する。